

第 5468 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月17日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

☞ キャリアコンサルティング費用の特定支出控除

Q：キャリアコンサルタントの登録制度が始まりましたが、キャリアコンサルティング費用は、特定支出控除の対象になりますか？

A：特定支出控除の対象になります。

【解説】

特定支出控除とは、給与所得者が特定支出をした場合に、一定の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引いてくれる制度ですが、次の手続により、キャリアコンサルティング及び研修を受講した場合、その費用は、研修費として特定支出控除の対象となります。

- ①給与所得者が、自己負担でキャリアコンサルティングを受ける。
- ②職業能力開発促進法の登録を受けたキャリアコンサルタントが、その給与所得者に必要な研修を指定するとともに、当該研修が給与所得者のキャリアアップに必要なものに該当し、かつ、そのキャリアコンサルティングにより、より一層の効果が発揮されるものであることを証明する。
- ③給与所得者が、キャリアコンサルティングにおいて指定された研修を受講する。
- ④給与所得者が、特定支出(研修費)に関する証明の依頼書及びキャリアコンサルタントの証明のある書類(ジョブ・カード)を使用者に提出する。
- ⑤使用者が、特定支出(研修費)に関する証明書を発行し、その証明書において、その研修が職務に直接必要なものであること及びその研修がキャリアコンサルタントが指定したものであることを証明する。

